



Dさん 60代男性 満期出所

介護保険法の事業所へつないだ方

生活保護

高齢者福祉



平成 年 4月 ○ 相談受付

5月 ○ 面談・アセスメント
帰住地が更生保護施設に決定

6月 ○ 満期出所
更生保護施設
障がい者福祉での検討

11月 ○ 高齢者福祉での検討
受け入れ先が決定

12月 ○ 移行・引継ぎ
認知症対応型生活介護
フォローアップ支援

プロフィール

出身： 県B市

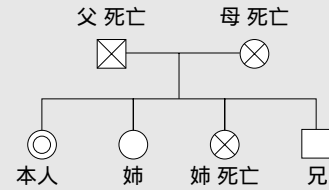
IQ相当値：36 (CAPAS) (療育手帳取得なし)

罪名：窃盗

入所度数：6度 (今刑： 県B市刑務所)

刑期：懲役1年6か月

家系図：



生活暦・犯罪に至った経緯：

中学卒業後、職を転々として、中々定職には就けず、10代～50代までの間どこで働いていたか、はっきりしない。

50代から、駅周辺でホームレス生活を重ねる。その過程で所持金もなく窃盗(万引き)。住所も転々したが最終住所地は出身地から遠い 県D市になっている。

実姉が2人と兄がいたが姉1人は死亡。兄、姉共に高齢で、遠くに住んでいることもあり、帰る場所も頼る人もいない状態である。

「孤立 生活苦」で窃盗を繰り返し刑務所に6回入所。最後の犯罪は「チーズケーキ1個(100円)」を窃盗。

平成 年
4月

相談受付

県保護観察所より特別調整協力等依頼。

1

面談・アセスメント

5月

ニーズ

出来たら本籍があり、出身地である 県B市に住みたい。
帰る場所もないので福祉の世話になりたい。

課題

住民票は 県D市に残っていたが、帰る家がない。
住む所は出身地である 県B市に設定希望。
生活資金がなく、身寄りもない。(実兄・実姉からの支援は期待できない)
知的障がいの疑いがあると思われるが、療育手帳の取得はない。
刑務所ではオムツをして過ごしていたということもありADLは自立していない。

満期出所までの時間がないことと、福祉サービスを調整するのに時間がかかることから指定更生保護施設(県C市)で受け入れ、その間に福祉的手続きを整うこととする。

退所後の居所

指定更生保護施設(県C市)

2

援護の実施市町村との調整

5月

- ① 住民票が残っていた 県D市から、今後住みたいという本人のふるさとであり、矯正施設の所在地でもある 県A市に移動する。
- ② 県A市障害福祉課を訪問し援護の実施について検討
本籍があり、生まれ育ち、長く生活をした地であることも考慮され、 県A市が援護の実施者になる。

- 確認事項**
- ・矯正施設退所（転出）後に更生保護施設が所在する同県C市に転入。
 - ・障がい者福祉サービスの援護の実施はA市のまま。
 - ・生活保護の実施は現在地で更生保護施設のあるC市となる。

援護の実施



転入



福祉サービス：A市
生活保護：C市（現在地主義）

平成 年
6月

満期出所・指定更生保護施設へ入所



「更生緊急保護」により入所。

福祉サービスの手立てを整えた後、障害者自立支援法の「体験利用制度」で同じ法人の「生活介護」を利用。

3

福祉の手立ての検討

5月～

- ① どの福祉につなげるか
矯正施設にいる間に整えられる福祉の手立てを矯正施設と長崎県地域生活定着支援センターと協力の上進める。
課題をふまえて「更生保護施設利用」「障がい者福祉」「高齢者福祉」「生活保護」を総合的に検討。
更生保護施設入所中に認知症の症状が見受けられたため、要介護認定の申請を行い「高齢者福祉・介護保険施設」も視野に入れる。



障がい者福祉

療育手帳の取得：

矯正施設と協議 矯正施設が療育手帳の取得のための申請を行う
県の療育手帳申請の条件

- ① 18歳以前の幼少期の証明（学業証明等）
- ② 親・兄弟・親族の方の証言
- ③ ①②がどうしてもとれない時に限り、医師の診断書または意見書の申請書への添付があればよい。
（様式はない。“今の状態からみて、知的障がいが幼少期からのものである”という文言など）

矯正施設が把握している兄、姉に「18歳以前に知的障がいがあった」ことの証明の文章を書いていただくよう依頼する。

療育手帳 A 2



公的な権限の活用

国の機関である矯正施設・保護観察所は市町村長に対して住民票に記載されている情報および戸籍謄本、戸籍の附票について「公用請求」を行うことが出来るが（住民基本台帳法12条の2）定着支援センターは、そのような権限を有していない。福祉サービスの申請等の際には、まず住民票の確認や家族に関する情報の把握等が必要となるため、自己負担が発生しないという観点からも「公用請求」の活用が有効と思われる。

！ 「発達期の障がいであること」の証明が難しい場合の療育手帳の取得について

療育手帳は、「発達期（おおむね18歳まで）の障がいであること」「知的機能の障がいがあること」「社会生活上の適応障がいがあること」をポイントに、各自治体で定められた「療育手帳交付要綱」に基づき「知的障がい者」と判断された者に交付される。18歳以上で療育手帳を取得する際は、①医師による医学診断、②知的障害者更生相談所等での心理診断、③日常生活上の社会適応性等に関する社会診断を総合して判断される。③の社会診断については、長崎県地域生活定着支援センターでは①親族証言、②小学校の指導要録、③本人からの聞き取り調査で対応した。ただし、「知的障がい」についての法律上の基準は無く、自治体毎に異なっているため、どこまでの範囲が求められるかは確認が必要。

障害基礎年金の受給：

矯正施設入所中に障害基礎年金の取得に向けて矯正施設側で取り組んでいただくが、手続き途中で退所となったため、出所後に更生保護施設と協力して年金取得のための手立てを行う。

障害基礎年金 2級

障害程度区分の申請：

更生保護施設入所中に障害程度区分の認定を受ける。

障害程度区分 区分4



高齢者福祉

要介護認定の申請：

精神科を受診し脳血管性認知症の診断を受ける。

要介護度 3



生活保護

生活保護の受給：

更生保護施設入所後に生活保護の医療扶助の申請。更生保護施設入所中は、生活保護の医療扶助のみ受給し、新しい居住地となる「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」では引き続き、生活保護を受給（障害基礎年金で不足する部分の補充）。

② 知的障がい者の「グループホーム（共同生活援助）」の検討

矯正施設入所中および更生保護施設入所当初は活動面を重視して、知的障がい者の福祉サービスを検討し、障害者自立支援法上の「グループホーム（共同生活援助）」で調整をする。

相談支援事業所への相談

A市の社会福祉法人（連絡協議会メンバー）のグループホームで受け入れの検討をしていただく。

③ 知的障がい者の「グループホーム（共同生活援助）」から「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」へ入所の方向変換。更生保護施設での生活状況、本人の健康状態を総合的に判断して高齢者福祉のサービスを受ける方向に進路を転換する。

認知症の症状がみられたため、本人にあったサービスとして「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」に設定し、出身地の施設を当てる。

A市に住みたいという希望をもとに、電話を中心にくつもの施設の空き状態を確認し、間もなく空く予定があるので検討して良いという返答をもらう。本人と面談を行い決定。

受け入れ先事業所 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）



介護保険法と障害者自立支援法の併給について

65歳以上の者（生活保護受給者を含む）については、介護保険法施行法11条及び介護保険法施行規則170条の適用除外を受けている者を除き、すべて介護保険の被保険者となる。介護保険の被保険者は、同じサービスが介護保険法上にある場合には、介護保険の適用が優先される（障害者自立支援法7条）。ただし、介護保険では需要を満たせないサービスの種類や量については、市町村の判断により障がい者福祉のサービスが適用できる（「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」平成19年）。

4

「合同支援会議（ケア会議）」の開催

11月

メンバー

- ・受け入れ先事業所
- ・指定更生保護施設
- ・長崎県地域生活定着支援センター

協議・確認事項

- ① 受け入れに関する事項の確認
 - ➔施設の身元引受人（保証人）は指定更生保護施設の所長に依頼
 - ➔生活費（年金）の不足分は生活保護で補う

平成 年
12月

受け入れ先事業所への移行・引継ぎ



高齢者福祉（県A市）



- ・リハビリ体操
- ・レクリエーション（風船パレー等）



（定員5名）



認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

体調が整い次第日中は野外での活動も想定

5

フォローアップ

12月～

生活保護の受給にあたっての資力調査（ミーンズテスト）への立会い

指定更生保護施設の職員と共に、入所した「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」に行き、更生保護施設での生活状況を踏まえ新たな疑問点などに答えて、フォローアップを行う。

Point

1

援護の実施市町村全体での支援

福祉の支援を必要としている方は、住民票が削除されていたり、住民票とかけ離れた矯正施設に入所していることが多いです。ともすれば援護の実施の「たらい回し」になることもある中で、Dさんの故郷である 県A市は、援護の実施となることを快く引き受けて下さいました。福祉サービス調整の入口が早く決定したことが、その後のスムーズな支援につながりました。

Point

2

矯正施設からの利用申請

福祉サービス調整にあたっては、退所前にどれだけ福祉の手立てを整えられるかがポイントとなります。Dさんが入所していたA市刑務所には、福祉サービスの申請に積極的にご協力いただきました。特に職権が必要となる療育手帳申請にご協力いただいたことで、退所前に療育手帳を取得することができました。